

教職コアカリキュラムと領域「音楽表現」

— 幼児教育における音楽 —

会津大学短期大学部 幼児教育学科
河原田 潤

I. 幼稚園教育要領における音楽表現の取り扱い

平成 29 年告示幼稚園教育要領（以下、新教育要領）では、表現について「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」ことを目的として掲げ、以下の 3 点の「ねらい」を謳っている。

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

このねらいを領域に関する専門的事項における音楽表現に照らすと、新教育要領のねらいは子どもが音楽を聴いたり歌ったり、また音楽に合わせて身体を動かすことによって、想像の世界や自分の気持ちを表すことを楽しみ、表すことから様々なコミュニケーションを図ることによって豊かな感性を養うことと言えるだろう。このねらいを具体化した領域に関する専門的事項の音楽表現のあり方として、「内容」(6) では、

- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。

と示している。

文部科学省（2018）ではこれについて、「幼児が思いのままに歌ったり、簡単なリズム楽器を使って遊んだりして、その心地よさを十分に味わうことが、自分の気持ちを込めて表現する楽しさとなり、生活の中で音楽に親しむ態度を育てる」こと。その際に求められる要因として、「正しい発声や音程で歌うことや楽器を正しく上手に演奏することではなく、幼児自らが音や音楽で十分遊び、表現する楽しさを味わうこと」を指摘している。教員に

求められる役割については、「教員が幼児の音楽に関わる活動を受け止め、認めることが大切」であり、「必要に応じて様々な歌や曲が聴ける場、簡単な楽器が自由に使える場などを設けて、音楽に親しみ楽しめるような環境を工夫することが大切である」としている。

このように子どもが保育を通して音楽的知識や技術を「教わる」「学ぶ」ということではなく、主体的に「音」で、あるいは「音楽」を「親しむ」「楽しむ」「遊ぶ」という活動に主眼を置き、「音楽表現」への興味や関心をさらに示し、それがやがては自らが体得し学習に繋がるであろうと理解できる。

一方で教員の主体的な役割についても言及されている。すなわち「教師と一緒に美しい音楽を聴いたり、友達と共に歌ったり、簡単な楽器を演奏したりすることも、幼児の様々な音楽に関わる活動を豊かにしていく」ものであって、「このような活動を通して、幼児は想像を巡らし、感じたことを表現し合い、表現を工夫してつくり上げる楽しさを味わうことができるようになる」こと。そして「教師などの大人が、歌を歌ったり楽器の演奏を楽しんだりしている姿に触ることは、幼児が音楽に親しむようになる上で、重要な経験である」としている。

以上は、幼児期における音楽活動へのかかわりの重要性を示すものであり、新教育要領においては「幼児期において、音楽に関わる活動を十分に経験することが将来の音楽を楽しむ生活につながっていく」と観念されている。

「内容の取扱い」に示された留意事項に鑑みると、音楽表現の分野で保育者にとって必要なのは、子どもが十分に楽しみながら自己表現をするために、基礎的・基本的な音楽的知識と技術、また用具（楽器等）の正式な使用法、演奏法を身に付けて、それらを子どもが理解しやすいように考える対応力だと考える。子どもが豊かな感性を養うためにたくさんの環境を子どもに与えても、保育者に正しい知識や技術が乏しければ子どもが感じる感動体験や喜びも、満足と言える達成感は得られないであろう。

II. モデルにおける音楽表現の取り扱い

再課程認定後の教職課程における領域に関する専門的事項「幼児と表現」の音楽表現に関わっては、保育教諭養成課程研究会（2017）における幼稚園教員養成のモデルカリキュラムに詳しい。モデルカリキュラムでは（2）様々な表現における基礎的な内容の一般目標に、

身体・造形・音楽表現などの様々な表現の基礎的な知識・技能を学ぶことを通し、幼児の表現を支えるための感性を豊かにする。

とある。このうち音楽表現に関わることについての主な到達目標を読み取ってみると、前

項でも述べたが、保育者が音楽についての基礎的な知識技能を生かし、それを子どもの表現活動に展開させることによって、子どもが楽しみながら自らイメージや表現を豊かにすることにつながるであろう、と理解できる。

例えば筆者の専門分野「音楽」の内でも、特に研究の中心として行っている「器楽」では、子どもが楽器の基礎的・基本的な扱い方や演奏法を習得することによって、自らが生み出す「音」に感嘆・感動し、自分の可能性を求めながら「音」に親しみ、楽しむことを目標にする。また、子どもが協働して「合奏」を行うことによって、互いの音に感嘆・感動する喜びを味わい、楽しみながらコミュニケーションを図るということにも繋がるのではないかと考える。

これはモデルカリキュラム(2)で挙げられている5つの到達目標のほぼすべてを満たしており、効果的な音楽表現のカリキュラムと言えるのではないだろうか。

III. モデルにおける音楽表現のシラバス案

このような政策的背景をふまえて、以下のような(1)シラバス案を作成した。これは、幼児と表現のうち(全15回)、概論2回と総括1回を含む7回分の講義計画となっている。表中の講義回数は全15回に対応した形として、(2)指導内容と新教育要領との対応として表にしてみた。

以下では、各回の内容と新教育要領及びモデルカリキュラムとの関連について整理する。

(1) シラバス案

授業科目名：幼児と表現 I a	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 1 単位	担当教員名：河原田 潤、 担当形態：オムニバス (一部複数)			
科 目	領域及び保育内容の指導法に関する科目					
施行規則に定める 科目区分又は事項等	領域に関する専門的事項					
授業の到達目標及びテーマ						
子どもが、感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにすることができます。						
授業の概要						
<ul style="list-style-type: none"> ・身体表現においては、子どもの発達と運動機能や身体表現に関する知識と技術そして見立てやごっこ遊び、劇遊び、運動遊び等にみる子どもの経験と保育の環境を学ぶ。 ・音楽表現においては、子どもの発達と音楽表現に関する知識と技術、そして身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境を学ぶ。 ・造形表現においては、子どもの発達と造形表現に関する知識と技術そして身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境を学ぶ。 						
授業計画						
第1回：ガイダンス						
第2回：保育内容「領域表現」の内容について						
第3回：音楽表現①音と表現						
第4回：音楽表現②歌による表現						
第5回：音楽表現③小型楽器による表現						
第6回：音楽表現④大型楽器による表現						
第15回：まとめ						

(2) 指導内容と新教育要領との対応

	講義内容	新教育要領での取扱い	モデルカリキュラムでの取扱い
第1回	ガイダンス	豊かな感性をもち、様々な表現を楽しむための意識付けを行う。	(1) — 1
第2回	保育内容「領域表現」の内容について	音に親しみ、豊かな感性を養うためのイメージをもち、自己表現できるようになります。	(1) — 2
第3回	音楽表現①音と表現	音に親しみ、感じたことや考えたことなどを音で表現できるようになります。	(2) — 2 (2) — 3
第4回	音楽表現②歌による表現	音楽に親しみ、歌を歌う楽しさを味わう。また歌を通して感動したこと互いに伝え合う楽しさを味わう。	(2) — 3 (2) — 4
第5回	音楽表現③小型楽器による表現	音楽に親しみ、小型楽器を使う楽しさを基礎的・基本的な扱い方や演奏の仕方を学びながら味わう。また楽器の音を通して感動したことを伝え合う楽しさを味わう。	(2) — 3 (2) — 4 (2) — 5
第6回	音楽表現④大型楽器による表現	音楽に親しみ、大型楽器を使う楽しさを基礎的・基本的な扱い方や演奏の仕方を学びながら味わう。また楽器の音を通して感動したことを伝え合う楽しさを味わう。	(2) — 3 (2) — 4 (2) — 5
第15回	まとめ	音楽に親しむことで、自己表現を楽しめるようになります。 きたかを確認する。	(1) — 1

幼児と表現

(1) 幼児の感性と表現

一般目標：幼児の表現の姿や、その発達を理解する。

到達目標：1) 幼児の遊びや生活における領域「表現」の位置付けについて説明できる。

2) 表現を生成する過程について理解している。

3) 幼児の素朴な表現を見出し、受け止め、共感することができる。

(2) 様々な表現における基礎的な内容

一般目標：身体・造形・音楽表現などの様々な表現の基礎的な知識・技能を学ぶことを通し、幼児の表現を支えるための感性を豊かにする。

到達目標：1) 様々な表現を感じる・みる・聞く・楽しむことを通してイメージを豊かにすることができます。

2) 身の周りのものを身体の諸感覚で捉え、素材の特性を生かした表現ができる。

3) 表現することの楽しさを実感するとともに、楽しさを生み出す要因について分析することができる。

4) 協働して表現することを通し、他者の表現を受け止め共感し、より豊かな表現につなげていくことができる。

5) 様々な表現の基礎的な知識技能を生かし、幼児の表現活動に展開させることができます。

<資料1>

<資料1>は、保育教諭養成課程研究会(2017)で示された「領域に関する専門的事項」のモデルカリキュラム(5) 幼児と表現についての部分である。これに沿いながら筆者の担当する授業の回について、次のように授業計画を立ててみた。

第1回では、授業全体の進行をどう進めるかを確認する。特に新教育要領について理解し、これから授業についての目標を自分なりに設定する。

第2回では、新教育要領における「表現」についての理解をさらに深め、筆者の専門分野「音楽表現」においては何が求められているかを理解し、自分なりの目標を再確認する。

第3回では、身近にあるもので何でも「音」を出してみるとおり、その「音」を楽しんだり新たな発見を見出したりしながら、様々な自己表現ができる可能性を探る。そしてさらに、リズムを感じながら「音」を出すことにより、「音」に親しめるようにすることを目的とする。

第4回では、「歌」を通じて音楽に親しむ。「歌を歌う」ということは、自発的・主体的に自己を表現できる手段であり、それはすべての世代に共通して言える。さらに「歌を歌

う」ことで子どもは「言葉」を学び、覚える。加えて「歌」はコミュニケーションを図る格好の手段でもあるため、自分が保育者としてどのように「歌」を通して表現する喜びを互いに分かち合えるかを考える。

第5回、第6回は保育現場で扱われる楽器を用いて、その基礎的・基本的な扱い方と奏法を学びながら、その「音」に親しみ、合奏する楽しみを味わえるようにする。楽器を用いて子どもに自由に表現させるためには、正しい扱い方と奏法を知り、自らが出した「音」に興味や関心を持つことが重要と考える。そして合奏をすることにより、コミュニケーションを図りながら「音」の重なりに感動することを伝え合う楽しさを味わう。第5回では保育現場で扱う小型楽器のうち、主にカスタネット、タンバリン、鈴、トライアングル等を扱い、第6回では保育現場で扱う大型楽器のうち、主に大太鼓、小太鼓、木琴、鉄琴、鍵盤ハーモニカ等を扱う。また両回を通じてピアノや電子オルガン等の鍵盤楽器を用いながら、保育者としての効果的な指導法も考える。

第15回ではまとめとして、筆者の専門分野からは音楽表現を通して自己表現ができたか、また表現に関する自分への課題を持つことができたかを確認し、保育者として保育現場で生かせるようにする。

IV. おわりに

今回、文部科学省が公示した新教育要領に沿い、五領域「表現」における筆者の担当授業について検討した訳だが、設定した授業計画の内容はまだ再検討の余地があると思われる。例えば回によっては廃材等を用いた簡単な手作り楽器等の制作を行い、造形表現とのコラボレーションを行ってみるのも良いだろう。また保育現場の楽器に親しむだけでなく、自らの体を楽器にして、体から発せられる音やリズムに親しむ「ボディパーカッション」で合奏し、身体表現とのコラボレーションを行うことで表現力の向上を目指すのも良いだろう。自らの経験を生かしながら、また他の授業担当教員や保育現場とも協力し合いながら、豊かな表現力を兼ね備えた保育者の育成に柔軟な対応をしていきたいと考える。

引用・参考文献

文部科学省（2017）『幼稚園教育要領』。

文部科学省（2018）『幼稚園教育要領解説』P.223～237。

保育教諭養成課程研究会（2017）『幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究』

3領域及び保育内容の指導法に関する科目（2. 「領域に関する専門的事項」のモデルカリキュラム） p.19～20.